

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
9月22日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 三
- 公有水面の埋立ての免許 (港湾課) 四
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 五
- 公告
一般競争入札の実施 (物品管理課) 六
- 選管告示
政治団体の名称等 七
- 政治団体の異動事項 七
- 解散等に係る政治団体の名称等 八
- 雑報
県報の正誤 (平成二十九年九月十二日山口県告示第三百二十一号) 八

山口県告示第三百二十号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月二十二日から同年十月十二日まで、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆

の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学工業株式会社
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場
所 在 地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
四六一イ	五・八	平成三〇、 二、一	平成三〇、 七、二六	平成三〇、 八、一	断 続 二 四 時 間 季節的変動あり
〃	二・四	〃	〃	〃	〃
〃	一・九	平成二九、 一〇、一五	平成二九、 一〇、一五	平成二九、 一〇、一五	〃
〃	一・三	〃	〃	〃	〃
〃	一・二	平成三〇、 一、二九	平成三〇、 一、二九	平成三〇、 一、二九	〃
〃	一	平成三〇、 八、一	平成三〇、 八、一	平成三〇、 八、一	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七一ホ	一	平成二九、 一〇、一五	平成三〇、 四、一五	平成三〇、 一、一	一〇時間 〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「四六一イ」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素	燐	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
四六一イ	二	八〇、二七〇	八一、〇〇〇	検出せず	検出せず	五・八
〃	四	二二、〇〇〇	二七、〇〇〇	検出せず	検出せず	二・四
〃	一	三、三〇〇	四、〇〇〇	〇・〇五	〇・一	一・九
〃	三	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	検出せず	検出せず	一・三
〃	四	一七、〇〇〇	二〇、四〇〇	三〇	〃	一・二
〃	七	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	検出せず	検出せず	一
〃	〃	二二、〇〇〇	二七、〇〇〇	一、八〇〇	二、二〇〇	〇・八
四七一ホ	一三・九	検出せず	検出せず	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一
〃	〇・九	二五	三〇	四六、〇〇〇	五五、〇〇〇	〇・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
中和槽	鋼板製	四・五 (m ³ /回)	中和	連続	二四時間	変動あり	平成二九、一〇、一五	平成二九、一〇、一五	平成二九、一〇、一五
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇 (t/日)	活性汚泥	連続	〃	変動なし	(既)		(設)
中和沈殿処理施設	〃	五〇、〇〇〇 (t/日)	中和・沈殿	〃	〃	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水		汚 染 状 態		の 値	
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	素 (mg/l)	燐 (mg/l)
中 和 槽	七	一	八〇六	三〇〇	検出せず	検出せず	〇・〇五	〇・一
	七	一	九〇六	四〇〇	検出せず	検出せず	〇・〇五	〇・一
活性汚泥処理施設	〃	〃	八〇六	九四	八〇	一〇〇	二四七	一五
	〃	〃	九〇六	九四	八〇	一〇〇	二四七	一五
中和沈殿処理施設	〃	〃	〃	一一	五〇	二	九	一四
	〃	〃	〃	一六	三〇	二	九	一四
汚水等の量		排出水の一日当たりの量 (m ³)	七	一六	二〇	三〇	二	二二、五七三・三
汚水等の量		排出水の一日当たりの量 (m ³)	八	一六	三〇	二	二二、五七三・三	一、一八九・二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態		の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	
七	八	六	一一	一六	二二、五七三・三
八	六	八	一六	二〇	一三三、二七三・九

号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

山口県告示第三百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十九年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	豊 浦 町 大 字 川	石 塔	一四七四の三二	一号
〃	〃	〃	一四七四の二八	二号
〃	〃	〃	一四七四の二八	三号
〃	〃	〃	一四七四の二八	四号
〃	〃	〃	一四七四の二八	五号
〃	〃	〃	一四七四の二八	六号
〃	〃	〃	一四七四の八三	七号

〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
一四七四の三〇	一四七四の三四	一四七四の六一	一四七四の六一	一四七四の一
十号	十一号	八号	九号	八号
十二号				

山口県告示第三百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十九年九月二十二日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

光市虹ヶ浜三丁目一の二から同市大字浅江字懸山九二九の一三九に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から三度一七分三九秒一二〇・六四メートルの地点を中心とする半径一二〇・六四メートルの円で1の地点と2の地点を結ぶ南側の円弧、2の地点と3の地点を結んだ線、3の地点から一〇度四分二一秒一二〇・六八メートルの地点を中心とする半径一二〇・六八メートルの円で3の地点と4の地点を結ぶ南側の円弧、4の地点と5の地点を結んだ線、5の地点から一五度三五分五七秒一一二・九五メートルの地点を中心とする半径一一二・九五メートルの円で5の地点と6の地点を結ぶ南西側の円弧、6の地点から12の地点までを順次結んだ線、12の地点から四九度一九分二一秒一〇二・〇八メートルの地点を中心とする半径一〇二・〇八メートルの円で12の地点と13の地点を結ぶ南西側の円弧、13の地点から二四一度三四分一二秒九七・九二メートルの地点を中心とする半径九七・九二メートルの円で13の地点と14の地点を結ぶ北東側の円弧、14の地点から20の地点までを順次結んだ線、20の地点と21の地点を結ぶ平成三年三月二十八日付け建中山道管第四一三〇九号でしゅん功通知された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十三・二一メートル

ル）、21の地点と22の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位（D・L・十三・〇〇メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線、22の地点と23の地点を結ぶ平成八年二月二十二日付け建中山道管第四一二三三号でしゅん功通知された埋立地（以下「平成八年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D・L・十三・二一メートル）、23の地点と24の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、24の地点と25の地点を結ぶ平成八年埋立地と公有水面との境界線（D・L・十三・二一メートル）及び1の地点と25の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 光市虹ヶ浜三丁目の門蔵山四等三角点（北緯三三度五八分二四・六五九秒東経一三一度五四分一〇・一七八秒）（以下「基準点」という。）から

三〇五度二分五八秒一二三・三〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二七六度四一分一九秒一四・二九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五度三二分一七秒二・〇四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二八二度四分〇〇秒一一・三四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一三度二六分一八秒七・七三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二九七度一八分一秒四五・八三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三一〇度四七分〇一秒七・四一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一四度一四分五四秒九・三〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三一八度〇八分四九秒二一・六二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三一九度一九分二秒八八・五四メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二二九度一九分二秒〇・〇九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三一九度一九分二秒七九・三五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三二五度〇二分〇六秒二〇・三三メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三二五度五分二一秒一九・二七メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三二〇度四分三二秒二三・一一メートルの地点
- 16の地点 15の地点から五一度〇四分二九秒〇・三三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三二二度〇五分一四秒五八・六一メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二二三度一分三七秒五・九七メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三二二度四分〇六秒四〇・七四メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三三度〇二分四三秒一一・一七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一三六度三四分五三秒二五・三一メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一二八度二分三〇秒九・二三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一三三度一分七秒六四・六八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一三三度二四分〇九秒二一・二一メートルの地点

25の地点 24の地点から一三一度二七分五二秒六三・二四メートルの地点

(三) 面積
八、九一五・三一平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

光市虹ヶ浜三丁目一の二、一の三一、一の三七、七〇九の二及び七〇九の三、同市大字浅江字横尾七九八の四、同大字字懸山九二九の一二七、九二九の一二九及び九二九の一二九並びに同市虹ヶ浜三丁目一の三一から同市大字浅江字懸山九二九の一二九までに沿接する一般国道一八八号地内並びに同市虹ヶ浜三丁目一の三から同市大字浅江字懸山九二九の一二七に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から③③の地点までを順次結んだ線及び①の地点と③③の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三三〇度一二分一七秒一一九・六三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一二三度〇九分四七秒二九・〇七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二二四度一分〇八秒五・二九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二四〇度二四分五七秒一四八・一二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三一九度二〇分〇七秒四九二・五七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から六五度二一分四三秒五七・八六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三五度二二分二七秒一八一・四七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三五度二三分四三秒一二七・九七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一四三度三六分三三秒一七三・四三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六五度四五分三〇秒二四・七二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一四五度五二分五〇秒五〇・九九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一四五度〇二分三〇秒一三・四四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一四三度三一分四八秒三五・七一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一四一度五八分三六秒八・五四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一四一度〇二分三七秒二一・五八メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一三五度五三分三一秒一六・二二メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一三五度一三分二秒四二・八〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一三四度〇二分二六秒一四三・一七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一六九度五二分二七秒四・三六メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一三三度二五分一三秒四六・三四メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から一三三度二五分三三秒一八・〇七メートルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から一三三度二五分四六秒九・〇二メートルの地点

㉓の地点 ㉓の地点から一三三度〇〇分五七秒九・〇四メートルの地点

㉔の地点 ㉔の地点から一三三度〇六分〇九秒九・九二メートルの地点

㉕の地点 ㉕の地点から一三二度〇一分〇二秒一六・〇一メートルの地点

㉖の地点 ㉖の地点から一三二度〇八分二二秒一六・一一メートルの地点

㉗の地点 ㉗の地点から一三一度二二分四〇秒一二・〇〇メートルの地点

㉘の地点 ㉘の地点から一二九度一二分〇八秒四・五三メートルの地点

㉙の地点 ㉙の地点から一二七度四〇分五八秒九・〇二メートルの地点

㉚の地点 ㉚の地点から一二六度五五分二一秒九・〇三メートルの地点

㉛の地点 ㉛の地点から一二六度〇〇分一二秒一三・五四メートルの地点

㉜の地点 ㉜の地点から一二五度一六分二八秒九・〇五メートルの地点

(三) 面積

九三、二五四・六九平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 免許の年月日

平成二十九年九月十四日

山口県告示第三百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日

光市花園二丁目一の二二、一六九二の四及び一の二二 四・一八・二
四八・七 平成二九、八



(二六二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

空港用大型化学消防自動車 二台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成三十一年二月二十八日

(四) 納入場所

山口県山口宇部空港事務所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三三七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十九年十一月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年十一月二日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十九年十一月二日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年十月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: Two large chemical fire engines for airport
 - (3) Delivery period: February 28, 2019
 - (4) Delivery place: Yamaguchi-Ube Airport Office
 - (5) Division in charge of procurement and Contract point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 1, 2017 (If brought in person: 10:00 A.M. November 2, 2017)



山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第二項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
伊藤敬久後援会	伊藤 敬久	伊藤佐登子	阿武郡阿武町大字宇田902		平成29、8、8
水津おさむ後援会	松山 忠次	水津 文江	山陽小野田市大字福田6/4		7、18
つねまつ恵子後援会	瀬口 孝典	松島千恵子	〃 泊676の3 大字西高		8、30
八代もな後援会	上村 萌那	八代 益美	阿武郡阿武町大字奈古2744の5		2
山口県本田あきこ後援会	中原 靖明	西村 正広	山口市吉敷下東3丁目7番7号		6、19
山根榮子後援会	早稲田祥太郎	光田 和正	下松市大字切山220の4		8、14

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第二項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
			新	旧	

自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	林 芳正	事務所	下関市豊船町4丁目8番/8号	下関市豊船町4丁目4番/7号	平成29、4、8、
自由民主党山口県自動車整備支部	織田 浩久	会計責任者	村田 修	斉藤 茂	" 6、17
自由民主党山口県農業団体支部	金子 光夫	代表者	金子 光夫	山本 伸雄	" " 30
河本芳久後援会	永田 誠	"	永田 誠	野村 博信	" " 22
岸井静治後援会	皿田 修平	会計責任者	志田 武義	脇村 司郎	" 8、28
林よしまさ後援会	藤本 勝治	事務所	下関市豊船町4丁目8番/8号	下関市豊船町4丁目4番/7号	" " 4
山口県自動車整備政治連盟	織田 浩久	会計責任者	村田 修	斉藤 茂	" 6、17
山口県農協農政推進連盟	金子 光夫	代表者	金子 光夫	山本 伸雄	" " 30
山田としお山口県後援会	"	"	"	"	" " "

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
渡辺雅春後援会	宮本 一則	福田 隆	長門市東深川/365の11	平成29、7、31



正 誤

平成二十九年九月二十二日山口県告示第三百二十一号（指定施業要件の変更予定保安林

平成二十九年九月二十二日印刷

発行所

山口県知事

(長門市)

ページ	段	行	誤	正
二	下	左から三	扱扱	扱扱。